第２　債務の弁済及び免除
１　清算株式会社は、各協定債権者（但し、宇田川章を除く。）に対し、本協定認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用（特別清算終結までに生じる法人税均等割を含む。）を控除した残額を、本件債権額に応じて弁済する。
２　各協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（本件債権に付随する利息、遅延損害金、違約金も含まれる。）から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は直ちにこれを換価して、各協定債権者（但し、宇田川章を除く。）に対し、換価代金額から必要な費用を控除した残額を、本件債権額に応じて按分して支払う。この場合においては、前項の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）

以上

横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第３号

福井市三十八社町32字20番１
清算株式会社　株式会社タケダ開発
代表清算人　武田　　茂
１　決定年月日　令和７年10月31日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　基本方針
株式会社タケダ開発（以下「特別清算会社」という）は、その経営する預託金会員制ゴルフ場（「杉ノ木台ゴルフクラブ」。以下、「本件ゴルフ場」という。）における会員の施設利用権を保護するとともに、会員を含む債権者に対するできる限り最大限の弁済を行うことを目的として、この協定（以下「本件協定」という）を策定した。
すなわち、特別清算会社は、（福井地方裁判所の許可を得て、令和７年５月１日、新設分割手続（以下、本件新設分割という。）により新たに設立した株式会社杉ノ木台ゴルフクラブ（以下、「新会社」という。）に本件ゴルフ場事業を承継させ、これに対し、交付を受ける新会社の株式（以下「本件株式」という）を、同日、本件株式を株式会社ノザワワールド（以下、「本件スポンサー」という。）に売却（以下「本件株式譲渡」という）することによりで弁済原資の増加を図り、(ii)本件スポンサーとの間で、本件ゴルフ場の施設利用を希望する会員のために入会金及び預託金の負担なく新規に会員契約を締結する機会を提供することを合意することにより、会員の施設利用権の実質的に維持することを図ることにした。
以上のように、本件協定は、本件スポンサーの協力を得ることによって、本件ゴルフ場の会員の施設利用権を実質的に保護しつつ、会員を含む債権者に対して可能な限りの弁済をすることを基本方針としたものである。
第２　通則
１　定義
⑴　会員預託金債権
本件協定の認可決定確定時において、特別清算会社との間で本件ゴルフ場に係る会員契約を締結し、かつ、名義書換を完了している会員（その相続人を含む。以下、「会員預託金債権者」という。）が有する債権をいう。
⑵　一般協定債権
特別清算会社に対する金銭債権から、(i)会員預託金債権、(ii)一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、(iii)特別清算の手続のために特別清算会社に対して生じた債権、(iv)特別清算の手続に関する特別清算会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。
２　本件協定の対象となる債権
本件協定の対象となる会員預託金債権及び一般協定債権（以下、併せて「本件協定債権」という。）について、本件協定による権利の変更及び弁済額の算定にあたっては、債権の種類、発生日、及び発生原因等にかかわらず、債権者ごとに全ての債権を合算して１つの債権とみなす。
第３　権利変更及び弁済方法
１　会員契約の解除
会員預託金債権者と特別清算会社との間の本件ゴルフ場に係る会員契約は、本件協定の認可決定確定時に当然に解除となる。
２　弁済
⑴　弁済の金額
特別清算会社は、本件協定債権を有する債権者（ただし、株式会社タケダレース、株式会社武田機械、タケダニット協同組合、及び武田茂（以下併せて「タケダレース等」という）を除く。以下、「本件協定債権者」という）に対し、本件協定の認可決定確定日の属する月の末日から２か月以内（以下「本件弁済期限」という）に、別紙債権者一覧表の「弁済額」欄記載のとおり、本件協定債権の金額（ただし、特別清算会社が本件協定債権者に対して期限の到来した反対債権（年会費支払い請求権等）を有する場合は、本件協定債権と当該反対債権の相殺後の残額（別紙債権者一覧表の「債権額（相殺後）」欄記載の金額））の2.6％に相当する金員をそれぞれに対し弁済する（以下「本件弁済」という）。
⑵　弁済の方法
本件弁済は、特別清算会社の本店所在地において行う。
特別清算会社は、本件協定債権者の住所変更等やむを得ない事情により本件弁済期限までに弁済できなかった場合、直ちに弁済すべき額を供託し、弁済までに遅延した期間に係る遅延損害金等は生じないものとする。
本件協定債権の弁済額の計算にあたり生じる１円未満の端数は切り捨てる。
３　免除等
⑴　本件協定債権者
本件協定債権者は、本件弁済を受けた時点で、特別清算会社に対し、本件協定債権から弁済を受けた金額を控除した残額の債務（利息債務及び遅延損害金債務を含む。）を免除する（以下、「本件免除」という。）。
特別清算会社は、本件弁済後、新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を本件協定債権の割合に応じて、追加で弁済する（以下、「本件追加弁済」という。）。この場合、本件免除は、本件追加弁済の限度で、本件弁済時に遡って効力を失う。但し、弁済費用が各債権者に対する弁済費用（振込費用等）を超過する場合には、追加弁済はしない。
⑵　タケダレース等
タケダレース等は、本件協定の認可決定が確定したときは、特別清算会社に対し、それぞれが有する本件協定債権全額について、その債務を免除する。
⑶　年会費支払い請求権等
特別清算会社は、本件協定の認可決定が確定したときは、本件ゴルフ場の会員に対する年会費支払い請求権（ただし上記２⑴に定める相殺の対象とする年会費支払い請求権を除く）を放棄する。
第４　会員預託金債権についての特則
会員預託金債権者は、新会社に対して、本件協定の認可決定確定日の前日までに保有していた本件ゴルフ場に係る会員権の種別（ただし９ホールの会員は18ホールの会員として扱う）と口数毎に、入会の意思表示を行い、新会社との間で、入会金及び預託金を負担することなく、新会社の定める会則に従って本件ゴルフ場に係る会員契約を新規に締結できるものとする。
（別紙添付省略）

福井地方裁判所民事部

監 督 命 令